事後審查型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合が発注する工事又は製造の請負に係る契約について、事後審査型一般競争入札を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は1件につき設計金額が1千万円以上の工事とするものとする。ただし、 工種、施工条件、施工上の技術的特性等特別の理由があると認めるときは、この限りで ない。

(落札候補者の決定)

- 第3条 事後審査型一般競争入札においては、契約の目的に応じ、予定価格と最低制限価格の間における最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札決定は保留するものとする。
- 2 契約担当者は、落札候補者及び次順位者(原則2者以上)の商号又は名称、その入札 金額及び当該落札候補者の資格審査を行った上で後日落札決定する旨を、入札者全員に 明らかにするものとする。
- 3 当該落札候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は当該落札候補者の入 札が無効とされた場合は、次順位者を落札候補者として決定するものとする。

(確認申請書の提出)

- 第4条 契約担当者は、前条の規定により落札決定を保留した場合は、速やかに落札候補者に対し、入札公告に示す一般競争入札要綱(平成19年4月1日以下「要綱」という。)第5条に規定する一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出を求めるものとする。
- 2 落札候補者は、原則として、前項の提出を求めた日の翌日から起算して2日(名古屋港管理組合の休日を定める条例(平成3年名古屋港管理組合条例第7号)第2条第1項に定める休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に確認申請書を提出しなければならない。
- 3 契約担当者は、前項による確認申請書の提出があった場合において、競争入札参加資格の確認のため必要と認めるときは、適当な期限を定めて確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の必要な指示をすることができる。
- 4 落札候補者が第2項の規定による提出期間内に確認申請書を提出しないとき、又は落 札候補者が前項の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とするこ とができる。

(競争入札参加資格の確認)

第5条 事後審査型一般競争入札における競争入札参加資格の確認は、落札候補者に対してのみ行うものとする。ただし、確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格がないと認めた場合は、第3条第3項の規定に基づき、次順位者について競争入札参

加資格の確認を行い、以後、競争入札参加資格があると認める者が確認されるまで行うものとする。

- 2 前項の確認は、原則として、名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会(以下「審 査委員会」という。)に諮るものとする。ただし、当該落札候補者について入札参加資格 があると認める場合は、審査委員会の議を省略することができる。
- 3 第1項に定める競争入札参加資格の確認は、特別に定めをしたものを除き、入札公告 に記載した開札日現在により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、入札公告に記載した開札日以後、落札決定までの間に競争 入札参加資格を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。ただし、 有効期間の満了を理由として名古屋港管理組合競争入札参加資格を有しないこととなっ た者については、この限りではない。
- 5 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格があると 認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
- 6 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格がないと 認めた場合は、その者に対しその旨を、一般競争入札参加資格確認通知書(様式第3号) により通知しなければならない。
- 7 前項の通知においては、その理由を付すとともに、所定の期限までに無資格理由について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

(無資格者への理由の説明)

- 第6条 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条第6項に定める通知を受けた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、管理者に対して、書面(様式は自由。)により、無資格理由について説明を求めることができる。
- 2 管理者は、前項の規定により無資格理由について説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答しなければならない。
- 3 前項の回答は、原則として、審査委員会に諮り、行わなければならない。 (一般競争入札要綱の準用)
- 第7条 要綱第3条から5条まで、第9条第2項及び第10条の規定は、事後審査型一般 競争入札を行う場合にこれを準用する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事後審査型一般競争入札の実施に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。